

仕様書

1. 目的

本業務は、環境基本法第16条の規定に基づき環境基準が類型指定された海域について、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全に資するために行う水質監視調査業務を、円滑に推進するために行うものとする。

2. 業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務内容

採水、前処理、調査及び試料運搬業務

4. 調査回数

- ・毎月1回実施、年間12回実施する。ただし、底層DOを測定するために行う採水は年間2回とする。
- ・毎月の日程については、下関市環境部環境政策課（以下、「環境政策課」という。）が指示する日とする。

5. 実施方法

(1) 採水

- ・採水地点は豊浦・豊北地先海域の4地点とし、詳細は別記1「豊浦・豊北地先水域調査地点図」による。採水時はGPSにより確認を行う。
- ・採水は原則として1日1回採水し、全調査地点の採水を同一日に行う。
- ・採水深度は原則表層（水面下0.5m）とする。ただし、底層DOを測定するために行う採水是水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）別表2及び付表13により行う。
- ・採水に使用する船舶等は受託者が手配するものとする。
- ・採水量は、環境政策課の指示する量とする。
- ・試料採取容器等は、受託者が準備する。
- ・前処理については、DO固定処理を採水後直ちに行う。
- ・採水時の記録として写真を撮る。

(2) 調査

採水時に採水時刻、天候、気温、水温、透明度を測定し、別記2「試料引継書」に記録を行う。

(3) 試料運搬

運搬先は下関市保健部試験検査課（下関市武久町2丁目6-1）とし、採水日に試料の運搬を行う。

6. 実施結果の報告

採水実施結果を別記2「試料引継書」により、毎月試料運搬の際に試験検査課へ報告する。また、採水時の写真を毎月環境政策課へ報告する。

7. 調査上の留意点

- (1) 採水は、降雨等によって水質に影響のある日を避けて行うため、天候により、当初予定していた日に採水できない可能性がある。その際は、事前に環境政策課と協議して適当な日を決定する等柔軟に対応すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令を遵守すること。

8. その他

調査は、原則としてこの仕様書により実施するものとするが、この仕様書により難しい場合は、関係機関が協議のうえ、実施するものとする。